

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当り  
たるときは、その翌日)

## 告示

### 鳥取県告示百三十号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四  
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、  
同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 目次

◇告示 米飯提供業者の業者登録  
土地改良事業の業者の完了  
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

### 米飯提供業者

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
鳥振第四四号 (新規)	五一、一二、七	森本 弘子	カ イ ソ	鳥取市滝山四四二一三一	鳥取市栄町二二五
米振第二二号	五一、一二、二三	松下 銀次郎	プチレストラン	米子市四日市町七九〇東ビル	同上
日振第八号	五二、一、二〇	八重州商工KK 代表取締役 清水桂三	商工中金大山保養所	東京都中央区八重州六丁目五番地	日野郡溝口町大内一〇六九一〇八

### 鳥取県告示百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の  
規定に基づき、次のとおり土地改良事業の仕事を完了した旨の届出があつ  
たので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
宮原地区農業用排水事業	昭和五十一年十一月三十日	溝口町
福永地区農業用排水事業	昭和五十一年十二月六日	溝口町

鳥取県告示第百三十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、和田団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の所在地及び名称

鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県住宅供給公社

二 事務所所在地

鳥取市東町一丁目二七一番地

三 事業施行期間

第一工区

昭和五十二年二月二十五日から昭和五十一年三月三十一日まで

第二工区

昭和五十年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで

四 施行地区

第一工区

倉吉市馬場町字下奥田の一部

第二工区

変更前	変更後
倉吉市馬場町字下奥田、字東馬場、字平ル林及び字道和尚の各一部	倉吉市馬場町字下奥田、字東馬場、字平ル林及び字道和尚並びに和田東町字向山の各一部

五 施行認可の年月日

昭和五十二年二月二十一日

六 事業年度

第一工区

昭和四十九年度から昭和五十年年度まで

第二工区

昭和五十年年度から昭和五十二年年度まで

七 公告の方法

鳥取市東町一丁目二七一番地鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十二年二月十五日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】